

長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付要綱【性能向上型リフォーム対象工事一覧表①】

バリアフリーリフォーム工事（別表第1）		
部位	工事種別	助成対象基準
手摺り	玄関、便所、階段等に手摺を設置する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事（既存手摺の交換は対象外）
段差解消	玄関、便所、脱衣室その他の居室を結ぶ経路の床の段差を解消する工事	各入口の段差が、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの
引戸への取替え等	出入口の戸を開き戸から引き戸に取替えする工事	開き戸から引き戸へ取替え工事及び開き戸のドアノブをレバーハンドルに取替えする工事
床面の滑り止め	便所、浴室、脱衣室の床材料の取替えする工事	床の材料の取替えに伴って行う下地の補強や根太の補強工事（滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理は対象外）
便所の改良	介護を容易に行うための工事	工事後、長辺の内法寸法が1,300mm以上又は、便器側に500mm以上のスペース
	和式便器から洋式便器への取替えする工事	和式便器から洋式便器の取替え（本工事に伴って行う床材の変更等の工事を含む）
	洋式便器の座高を高くする工事	便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事
浴室の改良	入浴・介助を容易に行うための床面積の増加する工事	壁、柱、ドア、床材等の撤去取替え一体工事として給排水設備の改修浴室面積増のための位置の変更
	浴槽をまたぎ高さの低いものに取替えする工事	浴槽をまたぎ高さの低いものに取替えする工事及びそれに伴って行う給排水設備の改修
階段の勾配及び屋外スロープ	階段の設置又は改良によりその勾配を緩和する工事及び玄関に移動するためのスロープを設ける工事	既存階段の勾配が緩和されることが確認できる工事及びそれに伴って電気スイッチ、コンセントの移設工事も含む。スロープの勾配は 1/15 以下
玄関・廊下等の拡幅	介助用の車椅子で容易に移動するための通路及び出入口の幅を拡幅する工事	壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事で、工事後の通路幅は750mm以上であること。浴室にあつては、650mm以上、玄関ドアは850mm以上。ただし、車椅子での通過に支障ないと判断される場合は800mm程度とすることができる
洗面台・台所	車椅子使用者が座って使えるものに取替えする工事	洗面台及び台所の下部が開放されており、車椅子使用者が座って作業ができる。

耐久性向上リフォーム工事（別表第2）		
部位	工事種別	助成対象基準
躯体	躯体の耐久性を向上させる工事	木造の構造部材を不朽性の低い材や断面の大きい材への取替え工事
	躯体の中性化を防止する工事	中性化防止剤の塗布する工事
屋根及び屋上	屋根の耐久性を向上させる工事	耐久性の高い材による屋根の張替工事、防水及び耐候性の高い塗装材の塗布する工事
	屋上等の防水性を向上させる工事	耐久性の高い防水工法による改修工事、防水性の高い塗装材の塗布する工事
外壁	外壁の防水性を向上させる工事	乾式工法等による外壁の改修工事、防水性の高い塗装材の塗布する工事
	外壁の耐久性を向上させる工事	乾式工法等による外壁の改修工事、耐久性の高い塗装材の塗布する工事
設備配管類	管の耐食性を向上させる工事	耐食性の高い管への取替え工事、耐食性の高い材による塗膜改修する工事
	管の耐久性を向上させる工事	耐久性の高い管への取替え工事、耐久性の高い材による塗膜改修する工事。
シーリング	シーリング材の耐久性を向上させる工事	耐久性の高いシーリング材による打ち替え工事
浴室	浴室の防水性を向上させる工事	防水性の高い材による改修、ユニットバスへの改修工事（ユニットバス更新工事のみは対象外）
床下地材	床下地材の耐久性を向上させる工事	1階床仕上げ材を含め、耐久性の高い材による改修工事

長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付要綱【性能向上型リフォーム対象工事一覧表②】

克雪対策リフォーム工事（別表第3）		
部位	工事種別	助成対象基準
屋根	屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事	無落雪の屋根材に葺き替える工事雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事
		雪止めを設置又は取り替える工事
		固定式ハンゴを設置又は取り替える工事
		屋根に雪庇防止金物を設置する工事
		ルーフヒーター、ドレンヒーターの新設する工事
	屋根を無落雪屋根に改修する工事	無落雪の屋根材に葺き替える工事
		屋根の勾配を小さくする工事
屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事	屋根の勾配を大きくする工事	
	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	
玄関・ポーチ	雪の吹き込みを防止する工事	ポーチに防雪ネットを設置する工事
		風除室を設置する工事

新しい生活様式リフォーム工事（別表第4）	
工事種別	助成対象基準
住宅にウイルスを持ち込まない工事	宅配ボックスを設置する工事
	モニター付きインターホンを設置する工事
	玄関脇手洗い器を設置する工事
	タッチレス水栓器具を設置する工事
	その他住宅内にウイルスを持ち込まない工事
住宅内の感染拡大を防止する工事	居室を換気するための換気設備を設置する工事
	壁及び建具で住宅内の間仕切りをする工事
	感染リスクを少なくするためトイレを1か所以上増設する工事
	住宅内に手洗い器を追加設置する工事
	居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事
	洋式便座を自動開閉式に交換する工事
	その他住宅内の感染拡大を防止する工事
テレワーク又はリモート授業に対応する工事	テレワーク等を行うための防音に配慮した工事
	居室等の一部でテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事
	テレワーク等を行うためのインターネット配線工事
	その他テレワーク又はリモート授業に対応する工事